

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年六月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
秩父市荒川贄川字姥原三二二番三 地先から同市荒川贄川字下反三七 一番一地先まで		秩父市荒川贄川字姥原三一三番四 地先から同市荒川贄川字下反三七 一番一地先まで		区 間
一三・四四 三五・三七		九・七七 一一・七九		敷地の幅員 (メートル)
二九七・九〇	二八七・九〇	三〇三・三八		延 長 (メートル)
				備 考 平成二十五年一月二十 五日付け埼玉県秩父県 土整備事務所長告示四 号で告示した道路予定 区域の一部変更である。